看護学教員養成課程は、教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する一般教育訓練講座です。詳細は、[中央職業能力開発協会ホームページ](https://www.javada.or.jp/)をご覧ください。

（中央職業能力開発協会は、厚生労働省の委託を受けて、教育訓練給付制度について各種の書類受付や情報提供等を行っています）

【「明示書」の公開】

　「教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準」２の（９）に基づき、指定教育訓練の内容や教育訓練経費の範囲等に関する事項をまとめた「明示書」は、こちらをご覧ください。

[明示書　PDF](file:///C:\Users\kyouin-yousei\Desktop\明示書(PDF).pdf)